

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第40号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第71号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽費老人ホームの運営についての重要事項)

第2条 条例第7条の規則で定める施設の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用についての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(サービスの状況に関する記録)

第3条 条例第9条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 入所者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第17条第3項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、当該身体的拘束等が行われた入所者の当該身体的拘束等が行われたときの心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第31条第2項の苦情の内容等の記録
- (5) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「省令」という。）第33条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(軽費老人ホームの設備の基準)

第4条 条例第10条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第10条第3項に規定する軽費老人ホームの設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。
 - ア 老人が入浴するのに適したものとすること。
 - イ 必要に応じて、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。
- (2) 調理室 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。

3 前2項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設内に一斉に放送することができる設備を設置すること。
- (2) 居室が2階以上の階にある場合は、エレベーターを設けること。

(電子情報処理組織を使用する方法)

第5条 条例第12条第3項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次のア又はイに掲げる方法

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第12条第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法

- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他これらに類する一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法

(入所者に負担させることが適当と認められる費用)

第6条 条例第16条第1項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- (1) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (2) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
- (3) 居室に係る光熱水費
- (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

(入浴の機会の提供)

第7条 条例第19条第5項の規定による入浴の機会の提供は、2日に1回以上行うものとする。

(生活相談員の職務)

第8条 条例第23条第1項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 条例第31条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) 省令第33条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(感染症の予防等の措置)

第9条 条例第26条第2項第1号の感染症の予防等のための対策を検討する委員会は、おおむね3月に1回以上開催しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

- 2 条例附則第8項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること

- 。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例附則第9項に規定する軽費老人ホームA型の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 老人が入浴するのに適したものとすること。
- イ 必要に応じて、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。
- (2) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
- (3) 調理室 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。
- (軽費老人ホームA型における入所者に負担させることが適当と認められる費用)
- 4 条例附則第13項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- (1) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。)
- (2) 居室に係る光熱水費
- (3) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて入所者に負担させることが適当と認められるもの
- (軽費老人ホームA型における健康管理)
- 5 条例附則第15項の規定による健康診断は、入所時に行うとともに、毎年定期に2回以上行わなければならない。
- (軽費老人ホームA型における生活相談員の職務)
- 6 条例附則第16項の規則で定める職務は、次に掲げる職務とする。
- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 条例附則第19項において準用する条例第31条第2項の苦情の内容等の記録を行うこと。
- (3) 省令附則第10条において準用する省令第33条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (準用)
- 7 第2条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。
- (軽費老人ホームB型の設備の基準)
- 8 条例附則第25項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかの要件を満たすこととする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期の段階における消火活動及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能な構造であること。
- 。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 9 条例附則第26項に規定する軽費老人ホームB型の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 浴室 次に掲げる基準に適合すること。
- ア 老人が入浴するのに適したものとすること。
- イ 必要に応じて、介護を必要とする者が入浴することができるようにするための設備を設けること。

(2) 管理人居室 宿直を置く場合は、宿直室をもってこれに代えることができる。

(軽費老人ホームB型における入所者に負担させることが適当と認められる費用)

10 条例附則第30項第2号の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

(1) 居住に要する費用（次号の費用を除く。）

(2) 居室に係る光熱水費

(3) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 前3号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

(準用)

11 第2条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定は、軽費老人ホームB型について準用する。